

令和6年1月より

# 住宅ローン減税の要件が変わります。

令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅について、住宅ローン減税を受けるには、**省エネ基準に適合**する必要があります。

## 新築住宅の場合

控除率 0.7% 控除期間 13年

	2024年・2025年入居	必要な証明書等について
<b>認定長期優良住宅</b> <b>認定低炭素住宅</b>	<b>4,500万円</b> 子育て世帯・若夫婦世帯※ <b>5,000万円【今回改正内容】</b>	・長期優良住宅認定書 …① ・低炭素建築物認定書 …② センターでは特定行政庁による認定書取得の前に、①、②の証明書等の発行を行っています。 ①、②の認定書は行政で発行されますが、センターでは認定に必要な証明書の発行を行っています。
<b>ZEH水準省エネ住宅</b> 断熱等級5以上かつ一次エネ等級6以上 BELS評価★★★★★ (太陽光の設置は不要)	<b>3,500万円</b> 子育て世帯・若夫婦世帯※ <b>4,500万円【今回改正内容】</b>	・建設性能評価書 …③ ・住宅省エネルギー性能証明書 …④ ③ 建設性能評価書の取得には、設計性能評価書の取得後、現場検査が必要です。 ④ 住宅省エネルギー性能証明書は、下記の評価書利用により審査省略が可能です。また、監理報告書を提出いただいた場合は、現場検査も省略が可能です。 ・BELS評価書、設計性能評価書、フラット適合証
<b>省エネ基準適合住宅</b> 断熱等級4以上かつ一次エネ等級4以上 BELS評価★★★☆☆	<b>3,000万円</b> 子育て世帯・若夫婦世帯※ <b>4,000万円【今回改正内容】</b>	
<b>省エネ基準に適合しない</b> 「その他の住宅」	<b>0円</b> (2023年末までに建築確認を受けた場合、借入限度額2,000万円(*))	※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦いずれかが40歳未満の世帯」

④の証明書は建築士による発行も可能です。

## ●その他のお知らせ (販売・賃貸事業者様対象)

令和6年4月より

# 建築物の省エネ性能表示制度が始まります。

令和6年4月からは、**省エネ性能ラベル表示が努力義務**となります。

販売・賃貸事業者が建築物の省エネ性能を広告等に表示することで、消費者等が建築物を購入・賃借する際に、省エネ性能の把握や比較ができるようにする制度です。

※当センターが評価を行う場合は、第三者評価として BELS 評価書を発行いたします。



## 住宅

- 分譲一戸建て
- 分譲マンション
- 賃貸住宅

※省エネ性能表示制度は令和7年から義務化になります。

### 自己評価



### 第三者評価

